

平成20年第4回辰野町議会定例会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成20年5月26日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成20年6月3日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 中村守夫
 - 2番 矢ヶ崎紀男
 - 3番 永原良子
 - 4番 前田親人
 - 5番 宇治徳庚
 - 6番 宮下敏夫
 - 7番 成瀬恵津子
 - 8番 船木善司
 - 9番 三堀善業
 - 10番 中谷道文
 - 11番 岩田清
 - 12番 山岸忠幸
 - 13番 根橋俊夫
 - 14番 篠平良平
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成19年度辰野町一般会計補正予算(第7号)
 - 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算(第3号)
 - 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 平成19年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 平成19年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)
 - 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
専決第6号 平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予

算（第2号）

- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
専決第7号 平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
専決第8号 平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4
号）
- 日程第11 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
専決第9号 平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予
算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
専決第10号 平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予
算（第2号）
- 日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
専決第11号 平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第14 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
専決第12号 平成19年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
専決第13号 平成19年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
専決第14号 平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて
専決第15号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
専決第16号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて
専決第17号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて
専決第18号 平成20年度辰野町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第21 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて
 専決第19号 平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて
 専決第20号 平成20年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第21号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 平成20年度辰野町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第26号 上伊那広域連合規約の変更について
- 日程第29 議案第27号 伊那消防組合規約の変更について
- 日程第30 議案第28号 土地の取得について
- 日程第31 議案第29号 辰野町道路線の認定について
- 日程第32 議案第30号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第33 地方自治法施行令第146条第2項及び地方自治法第243条の3第2項の規定による報告事項
 報告第1号 平成19年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
 報告第2号 平成19年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成20年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
 報告第3号 平成19年度辰野町開発公社事業決算書及び平成20年度辰野町開発公社事業計画書の提出について
- 日程第34 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	赤 羽 八洲男
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	平 泉 栄 一	まちづくり政策課長	小 沢 辰 一
住民税務課長	野 沢 修 一	保健福祉課長	井 口 敬 子
産業振興課長	松 尾 一 利	建設水道課長	根 橋 正 美
会計管理者	加 島 範 久	教育次長	白 鳥 義 政
病院事務長	荻 原 憲 夫	福寿苑事務長	金 子 文 武
開発公社常務理事	竹 淵 光 雄	消防署長	丸 山 均
両小野国保病院		湖北行政事務組湖合	
事務長	増 沢 秀 行	事務長	赤 羽 敏 明
かたくりの里			
施設長	竹 入 俊 男		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	飯 沢 誠

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 4 番	前 田 親 人
議席 第 5 番	宇 治 徳 庚

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回辰野町議会定例会を開会いたします。ここで新任の課長並びに異動課長のあいさつを受けます。

○保健福祉課長（井口）

この度4月1日付けで保健福祉課長を拝命いたしました、井口敬子と申します。出身は平出でございます。よろしく願いいたします。

○産業振興課長（松尾）

おはようございます。この4月1日付けで産業振興課長を拝命いたしました、松尾一利と申します。出身は上辰野でございます。よろしく願いいたします。

○辰野総合病院事務長（荻原）

4月1日付けで辰野病院事務長を拝命しました、荻原憲夫であります。出身は小野であります。よろしく願いいたします。

○社会福祉協議会事務局長（林）

4月1日付けで社会福祉協議会事務長を拝命しました、林龍太郎です。出身は平出であります。どうぞよろしく願いいたします。

○福寿苑事務長（金子）

この4月1日付けで辰野町介護老人保健施設福寿苑の事務長を拝命いたしました、金子文武と申します。出身は小横川です。よろしく願いいたします。

○かたくりの里施設長（竹入）

4月1日付けで社会福祉法人上伊那福祉協会かたくりの里の施設長を命ぜられました竹入俊男です。出身は上島です。よろしく願いします。

○湖北行政事務組合事務局長（赤羽）

この度4月1日付けで湖北行政事務組合事務局長兼、湖北衛生センター所長の拝命をいただきました、赤羽敏明です。出身は赤羽です。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（桑沢）

最後にこの4月1日で議会事務局長を拝命しました、桑沢高秋と申します。よろしく願いします。

○議 長

つづいて例年新規採用職員の紹介を行っておりますが、今年度は消防職員を除く

一般行政職員の採用がありませんでしたので、紹介はございません。

直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。つづいて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第4回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

おはようございます。クールビズということで失礼をいたします。ここに平成20年第4回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、時節柄ご多用のところご出席賜り感謝申し上げます。新年度に入り4月にはガソリン税の暫定税率の復活と5月には道路特定財源を本年度以降10年間維持する改正道路整備費財源特例法が再可決され、地方財政への影響を最小限度に抑えることとなり、その点に関しましてはひとまず安堵しているところであります。地方の道路整備につきましては、日本は同規模であります諸外国のドイツあたりに比べましても、幹線道路はまだまだ3分の2と低くまだまだ不十分であり、産業・福祉・医療や教育など広い分野にわたって、道路の整備はまだまだ必要だと考えております。今後の道路特定財源の一般財源化方針に、注意を払ってまいります。ここにきて日本の経済は、世界規模での資源や食糧の高騰の影響を受ける形で、地域経済の悪化が見られるような状況になってきており、生産活動の停滞と個人消費の冷え込みを招いてきております。サブプライムローンで大慌てで逃げ出した世界的な投機マネーが、原油や穀物市場に流入し原油・穀物の高騰がもたらされております。実勢価格を反映しない投機マネーが、空売り、空買いの許される自由経済売買の取引の中で地方財政や私たちの生活をおびやかしていると感じます。中小企業が大多数を占める当町の商工業にとって影響が心配されます。各種機関や団体などと連携を図りながら、適切な施策を模索してまいりたいと思います。また中国四川省を震源とする地震は、想像を超える大きな人的やライフラインなどの被害の報道がされております。改めて自然災害の恐ろしさを痛感しています。被害を受けられた皆様や地域の早い復興を願うものであります。町でも公共施設4箇所社会福祉協議会とともに義援金募金箱を置き、町民の援助を受け付けております。この大地震を契機に国においては、公立小中学校の耐震補強工事に関する国庫補助率の引き上げと自治体負担の軽減に向けて検討がなされております。町の限られた財源の中で、優先順位に基づき施策の選択

を余儀なくされる現状の中で、今後の国の検討を見守ると共に期待感を持っているところでもあります。

この6月1日には「土砂災害・全国統一防災訓練」が川島地区で約170名余の参加のもと、伊那建設事務所、天竜川上流河川事務所とともに実施をいたしたところでもあります。昨年度は町の約半分の地区において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされました。本年度は残りの地区に対しまして指定を予定しているところでもあります。平成18年7月の豪雨災害を教訓として、安心して安全な防災に強いまちづくりに取り組んでまいります。

さて、今月21日からは第60回の節目の辰野ほたる祭りが開催されます。幼虫の上陸は昨年の7倍を超え、過去最多の確認がされております。ホタル発生ピークも祭り期間になるだろうと予想いたしておるところでもあります。また駅前にはお祭り広場のステージを半恒久的に設置し、開幕イベントなどを計画しております。開幕イベントにおきましては当町出身の飯島勲氏を3人目のふるさと大使にお願いする予定であります。また環境省からは大臣官房審議官において願って激励をいただきたいと思っております。節目のほたる祭りが、ホタルの乱舞と盛大な祭りとなることを期待をいたしております。議員各位におかれましても実行委員の立場でご協力をお願いするところでもあります。

さて今定例会に提案致します議案は、専決処分関係では平成19年度補正予算14件、条例の一部改正3件、平成20年度補正予算3件、計20件であります。そのほか条例の一部改正4件、平成20年度補正予算1件、規約改正2件、土地の取得1件、町道認定1件、人事案件1件、計10件、併せて30議案であります。また報告事項と致しまして、平成19年度一般会計繰越明許費繰越計算書などが3件ございます。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶と致します。

○議長

これより日程にもとづく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により議席4番、前田親人議員、議席5番、宇治徳庚議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○成瀬（議会運営委員長）

皆さんおはようございます。去る5月26日、及び本日、議会運営委員会を開催し平成20年第4回辰野町議会の6月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月26日、辰野町告示第23号によって、辰野町長より6月定例会を6月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと6月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせていただきますので、議員全員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

会期日程（案）朗読

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から6月17日迄の15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号平成19年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

平成19年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は町税、特別交付税及び国・県補助金などの確定に伴う財源組替、不用額の調整などにより総額568万2,000円の増額であります。予算総額は72億2,187万6,000円となります。専決補正予算ということであり、以下、その大要を申し上げますと歳入につきましては分担金、国庫支出金、繰入金など2億8,995万4,000円の減額に対し、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、県支出金など2億9,563万6,000円の増額補正となっております。

す。歳出につきましては総務費では、給与費、需用費、役務費など一般管理経費の不用減額、財政調整基金積立金の補正が主なものであります。民生費では、介護給付費町負担金、老人保健医療特別会計及び国民健康保険特別会計への繰出金の減額、また、公費給付費を始めとする扶助費等の不用額の減額補正が主なものであります。衛生費では、両小野国保病院への負担金の増額、塵芥処理事業の委託料の減額補正が主なものであります。農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額を始めとする不用額の減額補正が主なものであります。商工費では、商工事業振興補助金の不用額の減額補正が主なものであります。土木費では、道路建設基金の積立金の増額、各事業費の確定に伴う不用額の減額補正、住宅費は町営住宅整備基金積立金の増額が主なものであります。教育費では、小中学校教育振興費及び町民会館管理運営費の不用額の減額補正が主なものであります。災害復旧費では、事業費の確定に伴う不用額の減額補正が主なものであります。なお、今村介護予防センターにつきましては平成19年度期末に予算獲得したものであり、平成19年度内の完成が無理なため平成20年度への繰り越し手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業とも創意と工夫により、需用費など経常経費の減額に努め不用額の増額を図ったり、また町税等が増額となった結果、財政調整基金等への積み立てをすることができました。以上のとおり、補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じ関係課長より説明いたさせますので、ご審議のうえご承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

2、3お伺いをしたいと思います。2ページですけれども、歳入の2ページ3ページ歳入の一覧です。今の町長のご説明ですと国庫補助金あるいは分担金等の減額が2億何千万あって、その代わり町税も伸びたということのようですけれども、実際にはそうじゃなくて、国庫分担金等は数百万の減額で、町税、特に固定資産税は当初予算に対して9.3%、町民税は5.2%、トータルでも8.6%の増収ということであり見積もりに対して極めて、これだけ見てると良好な、順調な町税収入によって4ページの基金繰入金も2億8,000万もしなんで済んだ、というのが実態だと思うんですけれども、このまずですね固定資産税が当初より9.3%も増収したっ

てこれはどういうことなのか。また町民税も 5.2 %、世の中非常に景気が大変な状況の中で町民税がなぜこのように増えてくるのか、まずその原因を説明いただきたいと思います。2点目は、これは極めて決算に近い数字だと思うわけですがけれども、これによって実質公債費比率の見込みはどうなのか、お答えをいただきたいと思います。

○町 長

詳細にわたりましては関係課長の方からご説明を申し上げますが、異誤のような予算に対するということでしょうから。

○根橋（13番）

そうです。

○町 長

差異が大きく変じた、そのことや何故であろうかということですが、当初予算は私どもも慎重にこういう時代でありますので、過小という言い方は失礼ですが、少なく押さえて見積もっていることも事実であります。したがって実勢がそのようになってくる、同時にまた固定資産税他なども住宅新築の方はそんなに多くはないわけでありまして、3年間の経過措置をとりまして段々にかう上がってきているという、もちろんこれはカウントされてはいるわけですがそのへんも出てくる筈ですし、さらにまた企業他などの固定資産税の方もまた新規の方が出てくるというふうなこともあります。総体的に課長の方からお答えを申し上げます。

○住民税務課長

税の関係でありますけれども、今町長も申しましたように、安全側を見てやるということでありまして、特に何が良くなったという原因はないと思われま

○根橋（13番）

実質公債費比率は。

○まちづくり政策課長

実質公債費比率の影響度の問題でございますけれども、これは3年間の平均ということでございますが、まだ19年度の決算打ってございませぬのはっきりした数字はまだ掴んでおりませぬ。ただし19年度の決算状況からまいりますと16年度と比較しますと、下がっていることは確かでございますので18年度で23.1%、これを下回ることは確実かと思ひます。以上報告とさせていただきます。

○根橋（13番）

問題は固定資産税なんだと思うんですね。固定資産税、確かに企業の減価償却資産のあれっていうのは確かに景気動向によって変動すると思いますけれども、土地とか建物の固定資産税というのはある程度もう年度、当初予算から把握できる筈なんです、安全を見ているって言うんですけども、そういうことばっかやっているとそのホントの正しいこの予算規模っていうものが把握できないことになってくるので、しかもその9.3%も固定資産税が違ってくるっていうのは、我々当初予算を審議していくなかではこの、毎年実はそうなんですけれども異例と言わざるを得ないと。もう少しやっぱり近づけた予算というものがやっぱり組まれていかなきゃいけないというふうに、私は意見として申し上げたいと思います。

○議長

ご意見ということでよろしいですね。他にございますか。

○宇治（5番）

関連しますけれども、2ページの内容で、予算は私もシビアに見るというのは当然ですし、10%以内の振れっていうのはまあ妥当じゃないかと、むしろ事業努力がどうかという、そういうことが分かるようになれば非常にありがたいなと思いますがその中でも特異な、たばこ税に関して、これが実際にですね44%ぐらい数字が出ています。元々町のたばこ税は多いというのはお聞きしておりますし、非常にありがたいことですが、このへんの背景をお聞きしたいというふうに思います。

○町長

たばこを吸う方を増やすように努力しているということではないんです。同時に大分私はあまりそういうことを言えない立場ですが、禁煙者も増えてきております。ただ世代層が代わってきているということはまた、特に若い女性っていうようなことが増えているっていうようなことが多少ありますが、それはたばこ論を今やっているわけじゃなくて、このたばこ税ということでありますので、大きく増えているということであります。このことに対しましては辰野町だけの消費のたばこ税ではないということを申し上げておきます。各企業、町にお呼びしました企業他、いろんな皆さん方の努力、開発公社の方で今までパークホテルを運営いたしております、今度はアセットオペレーターズであります、たばこに関するそのへんの延長的な営業と言いますかそれは開発公社の方で受け取っていきますので、このように

なりましたし、また今年度もそうしていこうというふうな推理であります。一時1億円ぐらいありました、たばこ消費税、たばこ税ですが辰野町は9,000万を割って8,000万円台に下がってきたこともあります。それからたばこ吸う人が増えたんでなくてその他の町以外の、あまりちょっとここでは言いにくい部分もありますけれども、企画企業などのご努力とお願いによってこのような数値になってきているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号平成19年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4議案第2号専決処分の承認を求めることについて、専決第2号平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第2号、専決第2号平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。まず1ページをご覧ください。収益的収支及び支出を補正するものでありまして、収入は第1款水道事業収入で219万6,000円を減額し総額3億8,334万6,000円とし、内訳は営業収益で22万8,000円を追加3億5,835万5,000円。営業外収益で242万4,000円を減額し2,499万1,000円としました。支出につきましては第1款、水道事業費用で219万6,000円を減額し総額3億8,334万6,000円とし、内訳は営業費用で303万6,000円を減額、3億1,760万7,000円としました。営業外費用では111万円増額し6,529万円としました。4ページをご覧ください。補正予算説明書をご覧くださいと思います。主なものを申し上げます。収益的収入では給水収益として、水道使用料を109万4,000円追加し受託工事収益は86万2,000円を減額。営業外収益では負担金242万4,000円を減額しました。続いて5ページをご覧ください。支出では受託工事費として工事請負375万1,000円を減額しました。減価償却費は600万円を減額。資産

減耗費は 600 万円を増額しました。続いて 6 ページをご覧ください。消費税を 111 万円増額しました。以上提案理由の説明を申し上げました。原案承認くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 2 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号平成 19 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 5 議案第 3 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号平成 19 年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第 3 号、専決第 3 号平成 19 年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,026 万 2,000 円とするものであります。6 ページをご覧ください。歳入は上野簡易水道収入の水道使用料を 2 万 2,000 円減額しました。続いて 7 ページをご覧ください。中之橋簡易水道収入の繰越金を 5 万 8,000 円減額をいたしました。8 ページをお願いします。歳出は上野簡易水道費の内、事業費を 2 万 2,000 円減額しました。続いて 9 ページをお願いします。中之橋簡易水道費の内、事業費等を 5 万 8,000 円減額をいたしました。以上提案理由を申し上げました。原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 3 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号平成19年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 6 議案第 4 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第 4 号、専決第 4 号平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,795 万円とするものであります。6 ページをご覧ください。歳入は事業収入の内、水道使用料を95万円増額し負担金を12万 7,000 円減額しました。7 ページをお願いいたします。繰越金は12万 7,000 円を増額しました。続いて 8 ページをお願いいたします。歳出は総務費の内、総務管理費の需用費、委託料、工事請負費、原材料費を減額し積立金を 250 万円増額しました。以上提案理由を申し上げます。原案承認くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 4 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 7 議案第 5 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号平成 19 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 5 号、専決第 5 号平成 19 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,916 万円を追加し歳入歳出予算の総額を 10 億 3,074 万円とするものです。6 ページをご覧ください。歳入につきましては負担金の内、受益者負担金を 1,436 万円増額しました。7 ページをご覧ください。雑入の内消費税還付金を 480 万円増額しました。続いて 8 ページをお願いします。歳出では公共下水道総務費の内、公課費を 200 万円減額。水処理センター管理費の内、委託料を 700 万円減額しました。公共下水道事業費では工事請負費を 734 万 8,000 円減額、積立金として 4,150 万 8,000 円を増額しました。9 ページをご覧ください。公債費では元金及び利子をそれぞれ 300 万円減額しました。以上提案理由を申し上げます。原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 5 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号平成 19 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 8 議案第 6 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号平成 19 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたしま

す。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第6号、専決第6号平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申しあげます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ642万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を1億4,430万円とするものであります。6ページをご覧ください。歳入につきましては分担金及び負担金の内、特定環境保全公共下水道費負担金を87万6,000円及び滞納繰越金を60万円減額しました。7ページをご覧ください。諸収入では雑入として消費税還付金を790万円増額しました。続いて8ページをお願いします。歳出では特定環境保全公共下水道費の内、総務事務についてその他財源から一般財源への組替えであります。事業費では財政調整基金積立金を834万6,000円増額しました。水処理センター管理費では、委託料192万2,000円を減額をいたしました。以上提案理由を申し上げました。原案承認くださいますようお願い申しあげます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号専決処分の承認を求めることについて、専決第6号平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9議案第7号専決処分の承認を求めることについて、専決第7号平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第7号、専決第7号平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳

入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 448 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 611 万 4,000 円とするものです。詳細について説明申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入につきましては分担金を 63 万円減額しました。つづいて 7 ページをお願いします。使用料では沢底地区、北部地区、北部西地区の使用料をそれぞれ減額しました。8 ページをご覧ください。繰入金では一般会計からの繰入金を 1,600 万円減額しました。9 ページをご覧ください。繰越金は 976 万 5,000 円を増額いたしました。10 ページをお願いします。雑入は消費税還付金を 273 万 5,000 円増額いたしました。11 ページをご覧ください。歳出では農業集落排水事業費の財政調整基金積立金を 1,000 万円増額しました。水処理施設管理費では下横川地区水処理施設管理費の内、事業費、委託料、工事請負費及び負担金をそれぞれ減額をいたしました。以下沢底地区水処理施設管理費、北部地区水処理施設管理費、北部西地区水処理施設管理費それぞれ使用料の減額をいたしました。13 ページをご覧ください。上横川地区水処理施設管理費につきましては委託料、負担金等の減額であります。14 ページをご覧ください。公債費につきましては財源の組替えであります。以上提案理由を申し上げます。原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 7 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 7 号平成 19 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 10、議案第 8 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号平成 19 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 8 号、専決第 8 号平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 587 万円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ20億 8,858 万 7,000 円とするものでございます。内容につきましては7 ページをご覧ください。国民健康保険税につきましては、賦課徴収の決算見込みによります一般被保険者分 326 万円と退職被保険者分 106 万 8,000 円、合計 432 万 8,000 円の減額でございます。次に8 ページの国庫支出金につきましては国庫負担金交付決定によります、療養給付費負担金及び高額医療費共同事業負担金 1,482 万 9,000 円の減額でございます。国庫補助金では、普通調整交付金で 237 万 7,000 円の減、及び特別調整交付金の 7,693 万 9,000 円の増額でございます。また後期高齢者医療制度創設準備に伴うシステム改修に関する国庫補助金 6 万 9,000 円の増額でございます。9 ページの県支出金では高額医療費共同事業負担金31万 3,000 円の減。普通調整交付金 136 万 3,000 円の減、及び特別調整交付金 485 万 3,000 円の増額でございます。10ページの療養給付費等交付金は退職被保険者の給付実績による交付金 513 万 4,000 円の増額でございます。11ページの共同事業交付金では高額医療費共同事業交付金 401 万円の減額。保険財政共同安定化事業交付金 1,828 万 2,000 円の減額でございます。12ページの繰入金は一般会計繰入金の内、保険税軽減分 138 万 1,000 円の減額と保険者支援分70万円の増額となりました。また基金繰入金では、19年度における決算見込みで基金繰入れは不用となり 3,242 万 5,000 円の減額でございます。13ページの繰越金につきましては1,000 円の減額となりました。14ページの諸収入につきましては延滞金加算金及び過料 3,000 円。雑入で55万 3,000 円のそれぞれ減額でございます。次に歳出につきましては15ページの総務費は国庫補助の増額によります財源組替えでございます。16ページ及び17ページの保険給付費は療養給付費の決定によります、一般被保険者療養給付費 2,070 万 6,000 円、一般被保険者療養費 1,007 万円、退職被保険者等療養費 162 万 2,000 円、一般被保険者高額療養費 225 万 9,000 円、退職被保険者高額療養費 556 万 8,000 円それぞれが不用減額でございます。18ページの老人保健拠出金と19ページの介護納付金につきましては国県支出金の決定によります財源組替えでございます。20ページの共同事業拠出金は高額医療費拠出金 125 万円、保険財政共同安定化事業拠出金 602 万 9,000 円がそれぞれ不用減額でございます。21ページの保健事業費は賃金92万円、委託料99万 8,000 円とも

に不用減額でございます。23ページの繰出金でございますが、国庫支出金の決定により繰出金 5,129 万 2,000 円の増額でございます。23ページの予備費は不用額 500 万円の減額補正でございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようによろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（13番）

22ページですけれども両病院への医療器機整備分ということの繰出金が増額になっておりますけれども、整備の内容について概略で良いので教えていただきたい。

○保健福祉課長

内容につきましては透析器機の補充でございます。以上でございます。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 8 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11議案第 9 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 9 号、専決第 9 号平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入、歳出の予算の総額にそれぞれ37万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 819 万 7,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入の診療収入につきましては、老人保健分診療収入が 2 月 3 月に伸びたことによりまして37万円の増額補正でございます。次に歳出につきましては 7 ページ

ですが、総務費、施設管理費は歳入の診療収入の伸びによりまして、医師委託料の37万円の増額でございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号専決処分の承認を求めることについて、専決第9号平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号専決処分の承認を求めることについて、専決第10号平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第10号、専決第10号平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の予算の総額にそれぞれ14万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ524万7,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の診療収入につきましては、第一診療所同様、老人保健分診療収入が2月3月分伸びたことによりまして14万4,000円の増額補正でございます。次に歳出につきましては、7ページ総務費、施設管理費は歳入の診療収入の伸びにより、医師委託料の14万4,000円増額でございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号専決処分の承認を求めることについて、専決第10号平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに
異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号専決処分の承認を求めることについて、専決第11号平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第11号、専決第11号平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の予算の総額からそれぞれ2億3,323万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ21億2,979万7,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の支払基金交付金につきましては、医療給付費の給付実績に伴う医療費交付金1億7,442万9,000円と審査支払手数料交付金103万2,000円の減額補正でございます。7ページの国庫支出金4,173万円、8ページの県支出金1,043万3,000円、9ページの一般会計繰入金1,044万7,000円のそれぞれにつきましても医療給付費の給付実績に伴う減額補正でございます。10ページの諸収入につきましては、第三者納付金と返納金の決定によります雑収入483万2,000円の増額補正でございます。次に歳出につきましては11ページでございます。医療諸費の給付実績に伴います医療給付費扶助費2億2,488万1,000円と医療費支給費扶助費319万8,000円、審査支払手数料委託料105万4,000円、高額療養費扶助費410万6,000円のそれぞれ減額補正でございます。以上提案理由を申し上げました。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号専決処分の承認を求めることについて、専決第11号平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。日程第14、議案第12号専決処分の承認を求めることについて、専決第12号平成19年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第12号、専決第12号平成19年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。入院患者数3万1,000人外来9万人、日84人、337人の外来ですが計画をいたしました。第3条におきまして収益的収入及び支出の予定額ですが1億2,900万減額をいたしました。1ページそれから次の2ページとの絡みではありますが、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの第3項他会計負担金2,100万ではありますが、国保会計からの特別財政事情分2,100万であります。それに合わせまして第2項2,955万ですが、この他会計負担金を収益的収入の方と科目組替えをさせていただきました。以下7ページをお開きいただきたいと思います。予算の説明事項であります。入院、外来合わせまして医業収益で1億5,855万円の減額であります。他会計負担金につきましてはさきほど説明いたしました、資本的収入との科目組替えであります。8ページではありますが、以下決算数値に基づきます不用減額の補正であります。給与費、材料費、経費それぞれ不用減額であります。その中で若干不足するのがありましたので、増額の補正をさせていただきました。10ページではありますが燃料費、それから委託料、医師代務委託料、その他の委託料それぞれ増額させていただきました。以下は不用減額であります。12ページではありますが資本的収入及び支出であります。他会計の繰入金、さきほど申しましたけれども国保会計からの国保調整交付金特別財政事情分の繰入れであります。それから支出の方ではありますが、5,200

万の減額補正をさして貰いました。大きなものはX線のTV撮影装置というのがあるんですが、これが殆ど主であります。20年度で予算執行をしていきたいと考えております。以上説明申し上げました。ご承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号専決処分の承認を求めることについて、専決第12号平成19年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号専決処分の承認を求めることについて、専決第13号平成19年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第13号、専決第13号平成19年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ65万円を減額いたしまして、歳入歳出予算額の総額を7,339万6,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをお開きください。歳入では有線電話使用料、脱退によります減額でございますが64万8,000円を減額し、また諸収入の加入者設置工事金2,000円の減額の補正でございます。歳出につきましては、8ページをお開きをいただきたいと思います。一般管理費の基金の積立金を85万円増額し、9ページでございますけれども予備費を150万円減額させていただくものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご承認をいただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号専決処分の承認を求めることについて、専決第13号平成19年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。日程第16議案第14号専決処分の承認を求めることについて、専決第14号平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第14号、専決第14号平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,905万1,000円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,199万3,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でございますが、介護保険料が39万1,000円の増額。国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1,000円の減額。国庫補助金の調整交付金が292万3,000円の増額。地域支援事業交付金が52万7,000円の減額でございます。8ページの支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金が1,000円の減額。地域支援事業支援交付金が54万6,000円の増額でございます。9ページの県支出金でございますが、介護給付費負担金が528万9,000円の減額。地域支援事業交付金が115万3,000円の減額でございます。10ページの繰入金でございますが、こちらは一般会計からの繰入金でございます。介護給付費繰入金780万円、その他一般会計繰入金257万6,000円、地域支援事業繰入金61万2,000円、地域支援事業繰入金65万1,000円のそれぞれが減額でございます。基金繰入金でございますが、当初5,499万円を予算計上してありましたがその分をそっくり減額するものでございます。諸収入でございますが、介護報酬で68万9,000円の増額でございます。次に歳出でございますが、12ページをご覧ください。こちらの方は主といたしまして、不用減額の方でございます。01の総務管理費で29万円、02の徴収費で137万3,000円、03の

介護認定審査会費で67万 1,000 円のそれぞれの減額でございます。13ページの保険給付費でございますが、サービス給付等諸費で 5,949 万 3,000 円、審査支払手数料で84万円、高額介護サービス費で 208 万 4,000 円のそれぞれの減額でございます。14ページの地域支援事業費でございますが、介護予防事業費で 380 万円、包括支援事業・任意事業で50万円のそれぞれの減額でございます。以上提案理由を申し上げましたのでご審議のうえ原案ご承認いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号専決処分の承認を求めることについて、専決第14号平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。日程第17、議案第15号専決処分の承認を求めることについて、専決第15号辰野町税条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第16号専決処分の承認を求めることについて、専決第16号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、日程第19、議案第17号専決処分の承認を求めることについて、専決第17号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第15号、専決第15号辰野町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものであります。今回の主な改正でありますけれども、平成21年度以後の各年度分の個人の町民税に係る寄附金税制について、また公益法人関係の税制について、上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに

上場株式等に係る譲渡サービスの損益通算について。また平成21年度から公的年金からの特別徴収制度の創設などであります。新旧対照表で説明をいたします。ページであります。内側に打ってありますので偶数のページが見にくいかと思っておりますけれども、奇数のページから4ページって言いましたら5ページを見て上を見て4というようにご理解をいただきたいと思っております。最初に第19条でありますけれども、公的年金から住民税を特別徴収する改正に伴う延滞金の徴収範囲を規定する改正であります。2ページであります、23条と31条公益法人制度改革による法人を規定する用語の整理と法人住民税の均等割税率の改正であります。6ページであります。第33条寄附金税額控除を規定する第34条の7が挿入されたことに伴う条番号の変更であります。34条の2、寄附金が税額控除に改正されたことにより寄附金控除額を削除するものであります。7ページから10ページであります、34条の7に寄附金税額控除に係る条文を追加してあります。11ページです、34条の8 地方税法改正に伴う引用条項の変更と用語の整理であります。また34条の9、34条の7挿入に伴う条番号の変更及び引用条文の変更であります。12ページであります、36条の2、寄附金控除の改正及び特別徴収の範囲の拡大に伴う用語の整理であります。13ページ、38条次の41条であります、公的年金からの町民税の特別徴収に伴う改正であります。14ページは第44条から47条、公的年金からの特別徴収改正に伴い給与所得に係る、特別徴収の方法を区分規定するための改正であります。18ページでございます、第47条の2から第47条の6、22ページ公的年金から住民税を特別徴収するための条文の追加であります。23ページ、24ページ48条、50条、51条公益法人制度改革による法人を規定する用語の整理であります。24ページ、54条緑資源機構が廃止されたこと、地方税法施行規則が改正されたことによる条項と用語の整理であります。27ページの56条、公益法人制度改革による法人を規定する用語の整理であります。28ページ90条、精神障害者にも運転免許証が交付されるよう法改正があったことに伴う改正であります。29ページ131条、これも緑資源機構が廃止されたことに伴う用語の整理であります。30ページの附則であります、第4条の2、租税特別措置法の改正による条文の追加であります。31ページ第5条、条の挿入と条番号変更による用語の整理であります。第6条であります、挿入された34条の7に租税特別措置法と法律番号が載っておりますので、この6条からは法律番号を削除してあります。32ページの第7条、条番号の変更に伴う整理であります。7条の3であ

ります、住宅借入金等特別控除の申告について猶予規定であります。納税通知書が相殺された後に申告されても、やむを得ないと認めれば全額控除を適用するということであります。34ページ7条の4、寄附金全額控除における特例控除額の算出を規定する条項であります。上限の所得割は10%であります。35ページ第8条、肉用牛の売却に係る町民税所得割の免税措置が3年間延長されました。ただしこれは2,000頭の上限が設けられております。37ページ第10条の2であります。地方税法の改正に基づく条項の整理と熱損失防止改修住宅に対する減額措置を導入する改正であります。39ページ第10条の3、地方税法の改正に基づく条項の整理であります。10ページ16条の3、軽減税率を本則税率に戻す改正であります。43ページから16条の4、第17条、18条、19条は34条の7挿入に関する条項不足の改正に伴う条項の整理であります。47ページ19条の2であります。租税特別措置法の改正に伴う内容改正であります。また19条の3、軽減税率を本則税率に戻したことにより、これは削除してあります。48ページ19条の4の2租税特別措置法の改正に伴う条の挿入と株式配当についても源泉徴収選択制度が導入されたものであります。49ページ15条の5であります。上場株式等の譲渡損失を配当所得と損益通算できるようになりましたので、これの改正であります。52ページ19条の6、これはエンジェル税制に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止であります。55ページ19条の7、34条の7挿入に関する条項不足の改正に伴う条項の整理であります。56ページ19条の9も前条と同じくこの挿入に関する条項不足の改正に伴う条項の整理と、軽減税率を本則税率に戻す改正であります。59ページ19条の10、第36条の2第4項改正に伴う用語の整理であります。第21条は法人制度改革の移行機関におけるこの条例を適用する法人等を規定してあるものであります。新旧対照表では以上であります。議案の専決処分書14ページからお願いしたいと思いますが、条例改正の附則であります。第1条では条例の施行時期について規定されております。この条例は公布の日から施行し地方税法の改正条項が4月1日に遡及適用されるよう規定されていることから4月1日から適用されます。ただし1号から5号に規定される条項、それはそれぞれに定める日から適用されます。第2条であります。個人の町民税に関する経過措置の規制がされております。主なものであります。給付金に係る改正は平成20年1月1日以後に支出される給付金について適用されます。平成21年度以後の年度分の個人住民税について税額控除がされることとなります。また年金からの特別徴収で

ありますけれども、平成21年度、来年から実施されますが全ての対象者が来年初年度の扱いになりますので、10月から年額の2分の1の額が特別徴収されることになります。また上場株式に限りその譲渡所得及び配当所得について、21年22年分の一定額以下の部分については軽減税率が適用になります。その限度額については、譲渡所得500万と配当所得は100万円となっております。上場株式の配当所得に係る源泉徴収選択口座制度は平成22年1月1日以後適用されることになってます。18ページの第3条でありますけれども、法人の町民税に関する経過措置が規定されています。平成20年4月1日を境にしまして事業年度の開始時期により、改正条例の適用について規定をしております。19ページの第4条は固定資産税に関する経過措置が規定をされております。税条例の説明は以上でございます。

続いて議案第16号、専決第16号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものであります。改正条例の第1条でありますけれども、地方税法の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に期限が設定がされたことによりまして、本則から附則へ移行に伴う改正であります。新旧対照表の第2条の2項でありますけれども、地方税法の改正に伴う項の削除、以降の項がずれる等引用条項の変更であります。附則の第12項、これも地方税法の改正に伴い附則へ移行した項の追加と以降の項がずれるものであります。また鉄道再生事業等を実施する鉄道事業の内、鉄道再生事業の用に供する固定資産税または都市計画税の課税標準の特例措置の項の追加であります。改正条例の第2条でありますけれども、これは地方税法の固定資産税等の課税標準の特例措置の追加に伴う改正であります。新旧対照表2ページですが附則第12項、法の附則に鉄道再生事業等を実施する鉄道事業の内、鉄道事業再構築事業の用に供する固定資産税または都市計画税の課税標準の特例措置の項が加されましたので、引用する項を1項追加いたしました。つづいて条例改正の3条でありますけれども、これも地方税法の固定資産税等の課税標準の特例措置の追加に伴う改正です。新旧対照表で3ページでありますけれども、これも附則の12項です。法の附則に伝統芸能の公演のための施設の係る固定資産税または都市計画税の課税標準の特例措置の項が追加されましたので、これを引用する項を1項追加しました。附則につきまは、施行期日、経過措置が決め

てあります。それとこの施行規則のなかで平成20年法律第〇〇号とありますが、これはこの時点ではまだ公布されておられませんので空欄になっております。

続いて議案第17号、専決第17号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものであります。今回の主な改正点であります、特定世帯について世帯別平等割額を特定世帯以外の世帯の半額にするこの改正であります。この特定世帯とはこの4月に75才を超えているか、4月以降75才になって後期高齢者医療制度に移ったために、国民健康保険に1人で残されてしまった世帯があります。この1人で残された世帯について、世帯別平等割額を半額にするというものであります。次に保険税の減免であります。国保の資格を取得した日に65才になっていた者であって、資格を取得する前日に後期高齢者医療確保法の被保険者となった者の健康保険法などの被用者保険の被扶養者であった人について保険税を減免するものであります。また附則にあります3項から6項までの保険税の減額の特例の廃止であります。新旧対照表をご覧くださいと思いますが、第2条であります。法律番号の後ろに省略した法律名を入れてあります。新たに第24条にこの省略した法律名が出てきますので、これの説明のためです。第5条の2であります。特定世帯の説明を追加しました。またこの特定世帯については世帯別平等割額を特定世帯以外の世帯の半額とすることにしました。2ページであります。7条の3についても世帯別平等割額を半額にすることを加えてあります。13条については第5条の2に法律番号が加わりましたのでここでは削除いたしました。3ページの第23条でありますけれども、保険税の減額について決めてありますが、特定世帯につきましては、それぞれ半額としました。また特定同一世帯者の追加であります。4ページの第24条、保険税の減免について決めてあります。これに追加しまして1から4項までありますが、新たに追加して国保に入った日に65才になっていたものであって、国保加入前に健康保険などの被保険者保険の被扶養者だったものについては、減免条件を追加してあります。5ページの附則の2から6については、公的年金等に係る所得の保険税の減額の特例が廃止されたことにより、下線を引いてある部分を削除するものであります。7ページの7項から16項につきましては、全項の削除による項のずれ、地方税法改正による引用条項の変更と被保

険者に加えまして特定同一世帯所属者の追加であります。以上提案理由を説明いたしましたので、ご審議のうえ原案承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

議案第15号に関して討論をしたいと思います。只今の説明のとおり今回の地方税法等の一部を改正する法律に伴う条例改正ということなんですけれども、幾つかの柱の内の1番最後に説明があった年金からの町民税の特別徴収、つまり天引きをするということが今回の内容の重要な一つであります。ご案内のとおりその後期高齢者の保険料及び介護保険料が年金から天引きされるということで、非常に今大きな国民的な問題になっておりまして、今政府与党すら、これ見直しをせざるを得ないような局面になってきており、また後期高齢者医療制度そのものについても大きな疑義が出されてきているところに加えて、今回このような町税をですね、一律全員が65才以上に該当すれば年金から徴収すると、そうしますと後期高齢者保険料それから介護保険、それから町民税と国保これらが全部ですね公的な税金部分が年金から天引きされますと、国民年金の方はほとんど手元に残らなくなってしまうんじゃないか、これで一体どうやって生活をしていくのかということが、もう問われてくるわけでありまして。加えて今日の今の物価高、この6月からもガソリンが大幅に上がるに加えて食料品が、今数%から十数%上がる、これももう先行き青天井だと言われているぐらいで、生活困窮者が増大すると見込まれてきているわけです。こうした中でこのようなですね問答無用の年金から天引きをするというような制度に対しては許されない自体だというふうに思いまして、反対したいと思います。

○議長

他にございませんか。

○岩田（11番）

最初の1ページの法人の区分についてお伺いしたいんですけれども、税率5万円という所なんですけれども、「法人」に改め、動向の表を次のように改めるということで、1次に掲げる法人という所ですねイの人格のない社団というのは、この町で言えば例えばどういうことでしょうか。具体的に教えていただきたいと思います

けれども。法人の区分の所ですけれども。人格のない社団などという、どういう、例えばどういう組織が人格のない社団なのか。

○住民税務課長

辰野にはないと思われるんですけれども、キチンと分かりませんので後でお知らせします。

○岩田（11番）

例えばですね、辰野町商工会というのはこの法人の区分で言えばどこに入んでしょうか。

○住民税務課長

これも申し訳ありませんが、調べてお知らせします。

○岩田（11番）

商工会はですね、商工会法によって登記されていますので後で調べて教えていただきたいと思います。

○議 長

他にございますか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。初めに議案第15号専決処分の承認を求めることについて、専決第15号辰野町税条例の一部を改正する条例について、を採決いたします。本案は反対者がございましたので、起立採決によって決めたいと思います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 11人）

○議 長

起立多数であります。よって議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。次に議案第16号専決処分の承認を求めることについて、専決第16号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり承認することに決しました。次に議案第17号専決処分の承認を求めることについて、専決第17号辰野町国民

健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり承認することに決しました。只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時55分といたします。

休憩時間 11時 45分

再開時間 11時 55分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。さきほどの件に関しまして住民税務課長より発言を求めます。

○住民税務課長

さきほどの岩田議員の件ですけれども、商工会はどの法人であるかと、また人格のない社団法人等とはどんなものかということがありますけれども、商工会は一般の社団法人になります。また人格のない社団等がありますけれども、法人でない社団または、財団で代表者または管理人の定めがあるもの、これには一般的にはPTAとか町内会、同窓会、各地域における任意の団体などが含まれると書いてあります。以上であります。

○議 長

日程第20、議案第18号専決処分の承認を求めることについて、専決第18号平成20年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成20年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、弁護士報酬及びお祭り広場の、ほたる祭りお祭り広場のステージ設置に伴う専決補正予算であります。この補正総額は512万2,000円の追加であり、予算総額は72億4,212万2,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては繰越金の増額補正であります。歳出につきましては、総務費で平成16年JR飯田線列車転覆事故の賠償請求に伴いその調停に係る弁護士費用であります。商工費では、第60回を迎えるほたる祭りに併せ以前から要望のありました簡易常設のステージの設置に関する費用であります。

以上補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じ関係課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ承認くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号専決処分の承認を求めることについて、専決第18号平成20年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり承認することに決しました。日程第21、議案第19号専決処分の承認を求めることについて、専決第19号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第19号、専決第19号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ147万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,147万3,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入歳出の補正額147万1,000円につきましては、5月7日の全員協議会でご報告をさせていただきました介護保険料の過誤徴収分でございます。合計で184名、147万690円の還付を5月30日に処理をさせていただきました。以上提案理由を申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号専決処分の承認を求めることについて、専決第19号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり承認することに決しました。日程第22、議案第20号専決処分の承認を求めることについて、専決第20号平成20年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第20号、専決第20号平成20年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ676万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,925万8,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の雑入につきましては第三者行為納付金2,000円の増額と平成19年度の交付金として支払い基金及び国庫から交付金676万円の増額でございまして、次に歳出につきましては、7ページ諸支出金は精算によります、審査支払い手数料償還金6万6,000円と8ページ平成19年度の繰上充用金669万6,000円の増額でございまして、以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただけますようによろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

ちょっと良く理解できないところがあるので教えていただきたいということなんですが、さきほど19年度についてはかなり減額という形で専決補正あって、今度20年度で繰上充用ということで、結局新たにまたその分不足が増えたということで給付が増えたということだと思んですが、結局このさきほどの19年度との関係というのはどういうふうになるのでしょうか。

○保健福祉課長

お答えいたします。19年度につきましては年度末に歳入の不足が生じました。それで法定によります繰入金等、国庫支出金等全て計算しまして赤字が生じたので、20年度で繰上充用するものでございます。19年度の予算につきましても堅く見積組んでおりましたので、結果的にはこういうことになっております。以上でございます。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第20号専決処分の承認を求めることについて、専決第20号平成20年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり承認することに決しました。日程第23、議案第21号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第21号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例を提案するにあたりましての提案理由をご説明申し上げます。老人保健法の改正及び後期高齢者医療制度が制定されたことに伴いまして、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正したいので、議会の承認を求めるものでございます。改正の概要は法律名の改正による名称変更と医療費助成の対象から老人の68才以上70才未満の者の削除、住所地特例導入に伴う改正が主なものでございます。ご審議のうえ原案可決いただけますようお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

（質疑 なし）

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号は、会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありま

せんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第24、議案第22号辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。日程第25、議案第23号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。日程第26、議案第24号辰野町非常勤消防団員に係わる退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

議案第22号辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律により、消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報奨金支給責任共済契約を町は消防団員等、公務災害補償等共済基金に掛け金を支払うことを約し、基金が市町村に支払い責任を負う消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報奨金の支給に要する費用を支払うことを契約しています。契約は損害補償は非常勤消防団員に係る分として1,900円に前年度の10月1日現在における市町村の非常勤消防団員の条例で定める定数を乗じて得た額、消防団員退職報奨金支給責任共済に係る掛け金の額は各年度について、1万9,200円に前年度の10月1日現在における非常勤消防団員の条例定数を乗じて得た額と決められています。辰野町では、退職報奨金の支給に関する条例で支払う対象者を明確なものにし、この条例で本部長は退職金を請求していないため、退職報奨金を支給することが適当でない団員に1名と明確に条例で謳い、掛け金を支払わないように条例改正をするものであります。以上議案第22号の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。消防団員に事故があった場合、市町村は被災消防団員またはその遺族に対して政令で定める基準に基づき、公務災害補償等の支給が義務付けられています。他の法においても同様の規定があるため、今回の改正で公務災害対象者を明確なものとしたしました。また消防団員が公務により死亡、負

傷、疾病に係った場合にあつては、疾病が確定した日において階級及びその階級に任命された日から勤続年数に応じて表に定める額で計算される補償基礎額が、療養補償及び介護補償を除く損害補償の算定の基礎となります。その基礎額の中に、扶養親族加算額があり被災団員の扶養を受けていた場合に加算されます。今回の改正は配偶者以外の扶養親族に係る、扶養加算額を一般の職員の給与に関する法令に関する法律の一部を改正する法律により、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額 6,000 円から 6,500 円に引き上げられることに対応し、非常勤消防団員等に係る補償基礎額について定めた非常勤消防団員に係る損害補償の基礎を定める政令の一部を改正する政令第 2 条第 3 項中配偶者以外の扶養親族に係る加算額について、現行の 200 円から 6,500 円を 30 で除した日額である 217 円に引き上げるものであります。以上議案第 23 号の提案説明とさせていただきます。

議案第 24 号辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。町は消防団員等、公務災害補償等共済基金に掛金を払うことを約し、基金が市町村に支払い責任を負う消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報奨金の支給に要する費用を支払うことを契約しています。契約は消防団員退職報奨金支給責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について 1 万 9,200 円に前年度の 10 月 1 日現在における非常勤消防団員の条例定数を乗じて得た額と決められています。まだ辰野町では導入していませんが、任用期間、従事すべき消防事務の範囲等を入団当初から定めた機能別消防団員等が取り入れられ、掛金を掛ける形態が変わってきております。公務災害の掛金は掛けるが入団当初から 5 年未満の任用期間であるにも係わらず法律で定められている退職報奨金の掛金も条例定数分を掛けているのが現在の条例であります。そこで消防庁で消防団員退職報奨金支給責任共済のあり方を検討した結果、永年勤続して退職した非常勤消防団員の苦勞に報いるために支給されるもの、という退職報奨金の趣旨を踏襲しつつ地域の実情に応じ、同契約に係る掛金の対象者を合理的なものとするため必要な見直しをするよう指導がありました。以上議案第 24 号の提案理由の説明をさせていただきます。ご審議のうえ原案可決されますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。初めに議案第22号辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。次に議案第23号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。次に議案第24号辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号平成20年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成20年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。この補正予算は、上野辺地道路整備事業の事業変更、老朽化した図書館システムの更新、美術館の開館30周年記念事業などの補正予算であります。この補正予算は166万4,000円の追加であり予算総額は72億4,378万6,000円となりました。この概要を申し上げますと歳入につきましては、国庫委託金、繰越金、地方債の増額補正であります。歳出につきましては、総務費で監査委員の報酬改定に伴う増額補正であります。商工費では、ほたる保護育成に係る臨時職員の賃金等であります。土木費では、上野辺地道路整備事業の土地購入費など事業費の増額であります。教育費では、小学校費で4月の人事異動に伴う人件費、賃金などの

調整、図書館費では、辰野図書館の臨時職員賃金、老朽化した図書館システムの更新費用等の増額。美術館管理費では、文化庁の委託事業を受けて、併せて美術館が本年10月に開館30周年を迎えることから、ジュニア学芸員の育成やアートが活きるまちづくりシンポジウムを開催し、芸術への造詣を深める費用等の補正であります。

以上のとおりでありますが必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第28議案第26号上伊那広域連合規約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第26号上伊那広域連合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。伊那市の字の区域及び名称の変更に伴いまして上伊那広域連合規約の一部を変更したいものでございます。上伊那広域連合規約の一部を次のように変更したいとするものでございまして第6条中、長野県伊那市伊那3,500番地1を長野県伊那市荒井3,500番地1に改めたいとするものでございます。8月4日から施行したいものでございます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第26号上伊那広域連合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号伊那消防組規約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

伊那消防規約の一部改正について、議案第27号提案理由のご説明をさせていただきます。今回の規約変更は伊那市において旧伊那市区域の一部の地域について、字の区域及び名称の変更を行うための伊那消防組合規約の一部を変更するものでございます。第4条中、組合の事務所の位置であります。伊那市伊那3428番地7を伊那市荒井3428番地7に改めるというものでございます。8月4日から施行予定であります。以上議案第27号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしく申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第27号伊那消防組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号土地の取得についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第28号土地の取得について、提案理由の説明を申し上げます。土地の所在は辰野町大字伊那富 5,802 番他22筆でございます。面積は1万 859 m²、明細は裏面でございます新町後山地区1万 316 m²、桜町地区 543 m²でございます。取得金額は2億 7,300 万円、契約の相手方が辰野町土地開発公社でございます。提案理由でございますが、辰野町土地開発公社の経営健全化を図るべく平成18年3月に平成22年までの5年間の経営健全化計画を策定をさせていただきました。この計画に基づきまして、新町後山地区、桜町地区の供用済み用地の土地を取得するため、平成20年度予算土木費の用地対策費にて土地を売買契約を結びたいとさせていただきます。ご審議のうえ原案可決くださいますようよろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第28号土地の取得についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第29号辰野町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。町道2路線の認定をお願いするもので、表をご覧ください。整理番号1、路線名76号起点は大字上島1,138番1、終点は大字上島694番2先で延長は975m、幅員は5mから6.7mです。次ページの位置図、No.1ををご覧くださいと思います。通称渡戸農道で国道153号から県道川上唐木沢線を結ぶ区間について、農道から町道に移管し認定するものであります。もう一件につきましては整理番号2、路線名1,662号起点は大字伊那富4,519番終点は大字伊那富3,188番先で延長は654m、幅員は5mから10.2mです。位置図No.2ををご覧くださいと思います。通称新町農道で新樋線から北東に向かって町道1,102号線に結ぶ区間についてであります。こちら農道から町道に移管し認定するものであります。以上提案理由申し上げます。原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第29号辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第30号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由を申し上げます。地方税法第423条第3項の規定により、下記のものを選任したいので同条同項の定めるところによって議会の同意を求めます。固定資産評価審査委員の委員につきましては地方税法に定めるところによりまして、任期が3年で各市町村に3人置くことになっております。今回平成14年6月の12日から同委員を務めていただいております、牛丸重人氏の任期がこの6月11日をもって満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案申し上げますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第30号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり同意することに決しました。日程第33、地方自治法施行令第146条第2項及び地方自治法第243条の3第2項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第1号平成19年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書。報告第2号平成19年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成20年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。報告第3号平成19年度辰野町開発公社事業決算書及び平成20年度辰野町開発公社事業計画書の提出について、以上3件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号平成19年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告いたします。

3 款の民生費の 1 項社会福祉費、今村地区介護予防空間整備事業でございますが金額 3,320 万円、翌年度繰越額 3,317 万 4,460 円でございます財源の内訳でございますが、国庫支出金、国の地域介護福祉空間整備等の交付金 3,000 万円、それから地元分担金 317 万 4,460 円でございます。適正な工期期間を見込みますと年度内に工事完了が困難なために、翌年度へ繰越したいとするものでございます。以上報告いたします。

続きまして報告第 2 号平成19年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成20年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして報告いたします。1 ページをお開きください。概要でございますけれども、辰野町土地開発公社は経営健全化計画にしたがい公有地、供用済み用地の新町後山地区 1 万 316 m²と赤羽南地区 648 m²を処分いたしました。造成用地地区では南部地区 1,436 m²、上辰野中道地区 847 m²、樋口板橋地区 1,800 m²を処分して残りを20年度に引き継いだものでございます。理事会の議決事項でございますが、そちらに記載されているとおり理事会に関しましては2回の理事会におきまして前議案を承認をいただきました。めくっていただきまして決算書の 1 ページをお開きをいただきたいと思っております。平成19年度の辰野町土地開発公社決算報告書でございますが、収益的収入及び支出でございます。収入では決算額で 3 億 5,002 万 9,350 円でございます、支出では事業費用決算額が 3 億 4,713 万 626 円でございます。収入から支出を差し引きました差額 289 万 8,724 円は当年度の純利益でございます。4 ページの損益計算書に計上してございますのでご覧をいただきたいと思っております。2 ページの方に移らしていただきますが、資本的収入及び支出でございますけれども、収入の部では収入の決算額 6 億 8,000 万円。支出の決算額 10 億 5,439 万 9,538 円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、3 億 7,439 万 9,538 円が内部留保資金で補填をいたしました。3 ページをお開きください。財産目録でございます。現金預金が 5,611 万 4,585 円、未成土地が 20 億 8,517 万 7,520 円、資産合計で 21 億 4,129 万 2,105 円でございます。負債では短期借入金 20 億 6,100 万円でございます、負債合計が 20 億 6,100 万円でございます。差し引き純資産といたしまして 8,029 万 2,105 円でございます。4 ページを省略させていただきます、5 ページをお開きをいただきたいと思っております。こちらは貸借対照表でございますが流動資産、現金預金、それから未成土地を合わせまして 20 億 8,517 万 7,520 円でございます、資産合計が 21 億 4,129 万 2,105 円でございます。

流動負債は短期借入れ金20億 6,100 万円でございます。資本金は基本財産 300 万円でございます。準備金につきましては前期繰越し準備金 7,439 万 3,381 円、当期純利益 289 万 8,724 円、準備金合計が 7,729 万 2,105 円。資本合計が 8,029 万 2,105 円となりまして、負債資本合計が21億 4,129 万 2,105 円となりました。以上につきましては9 ページの試算表に詳細に計上してございます。6 ページ以降は参考資料として添付をさしていただきましたので、ご覧をいただきたいと思ひます。

続きまして、土地開発公社事業計画書20年度をお開きをいただきたいと思ひます。基本計画でございますけれども本年度は土地造成事業におきまして、処分事業として8 地区 1 万 6895 m²の分譲を予定しているところでございます。それから3 番の土地処分予定事業量でございますけれども、土地造成事業の処分予定面積の 1 万 6,895 m²でございますが主なものは経営健全化計画に基づきます新町後山及び桜町地区の 1 万 859 m²。それから宮木林の下地区の 1,024 m²、赤羽南地区の 607 m²等を予定をさしていただいております。4 項の平成20年度の事業地区でございますが、公有地地区が4 地区、土地造成事業用地地区は16地区でありまして、前年度からの継続のままでございます。それから5 項の辰野町土地開発公社経営健全化計画の実施でございますけれども、平成18年度より推進中の辰野町土地開発公社経営健全化計画を引き続き実行させていただきたいと考えております。

続きまして辰野町土地開発公社事業会計予算書をご覧をいただきたいと思ひます。1 ページをお開きください。業務の予定量でございますが、総則の第2 条の下の方でございます(2) 土地処分事業予定面積でございますが、完成土地等事業処分予定面積 1 万 6,895 m²でございます。収益的収入及び支出でございますけれども、事業収益、事業費用ともに3 億 7,963 万円でございます。資本的収入及び支出でございますけれども第1 款の資本的収入 3 億 4,000 万円、それから第1 款の資本的支出、支出の方でございますが3 億 7,287 万 1,000 円でございます。この資本的収入が資本的支出に対しまして不足する額 3,287 万 1,000 円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。借入金の限度額は17億円と定めたいと思ひます。3 ページから5 ページに実施計画を添付させていただきました。参考にご覧をいただきたいと思ひます。以上辰野町土地開発公社の報告とさせていただきます。

○開発公社常務理事

報告第3号、平成19年度辰野町開発公社事業決算書及び平成20年度辰野町開発公

社事業計画書の報告を申し上げます。まず1ページからお願いをいたします。辰野町開発公社は荒神山スポーツ公園及び公園内の体育施設、社会体育館、丸山球場、たつのパークホテル、かやぶきの館、よりあい工房、土恋処よこかわ、パークセンターふれあいの管理運営、公園内の利用促進のための各種イベントを行ってまいりました、現在町内の各町有施設の指定管理への移行が進める中、たつのパークホテルも平成19年11月20日より町から指定管理を受け管理運営をしてまいりましたが、平成20年4月1日からは民間企業が指定管理者となり経営をしていくこととなりました。①の体育施設の管理についてであります、町民体育館のトイレにつきましては19年度で一部改修工事が行われましたが、給排水管が古く根本的な修理が必要になってきております。武道館については応急的な雨漏り対策をして利用をいただいておりますが、体育施設全体に老朽化が進み管理には大変苦勞をしておりますが、利用に支障のないように安全に注意を払い管理運営をしてまいりました。利用の状況であります、テニスコート、町民体育館、武道館、社会体育館は増加をいたしておりますが、野球場、ほたるドームについては減少傾向であります。マレットゴルフ場につきましては、林間コースが好評で大会等多数開会されまして、特に高齢者の皆さんの健康増進には役立っているものと思われまます。②番目のパークセンターふれあいの管理についてであります、ITルームの利用は一般利用の他高齢者を対象とした教室が開催され、アクティビティルームと共に伸びております。その他の会議室につきましては減少をいたしました。春のひな人形展、さくら祭りについては近隣の社会福祉施設等、町内外の皆さんが訪れていただいております。2ページ目ですが③番目のたつのパークホテルは宿泊で1,601人。日帰りの利用で3,505人、入浴で371人の減となりました。指定管理に変更に伴いまして、町の繰入金指定管理料、開発公社一般会計繰入金等いただく中で、借入金繰越欠損金を開発公社一般会計に移行しパーク会計につきましては、収支決算で0円とさせていただきます。④番目のかやぶきの館についてであります、日帰り利用で16人、宿泊で122人、入浴で1,266人の増と、集客数は前年度を若干クリアしたものの消費単価が前年を下回り、加えてほたるの時期、きのこの時期等の減収で昨年またそれに加え、昨年末より燃料の大幅の高騰等により19年度、単年度では赤字決算となりました。続きまして3ページの議決事項役員に関する事項から6ページの借入一覧、また7ページから11ページの一般会計収支計算書はご覧をいただき説明を省略

させていただきます。12ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の正味財産増減計算書を説明申し上げます。増加原因の部、営業収益であります。公園管理、社会体育館、パークセンターふれあい各施設利用収入、自主事業収入、町負担金のそれぞれの収入合計で6,002万2,183円であります。営業外収益で5,200円で増加合計が6,002万7,383円となりました。減少原因の部であります。営業費用では公園管理、社会体育館、パークセンターふれあい、自主事業、事務局費、理事会費、繰越欠損補填金、パークホテル繰越金これら含めまして合計で2億5,886万2,032円あります。当期正味財産増加額が1億9,883万4,649円のマイナスとなりました。期末の正味財産合計額では1億6,134万7,643円のマイナスであります。主な原因につきましては、たつのパークホテルの指定管理の変更に伴います繰越欠損金、借入金一般会計への移行によるものであります。13ページ14ページの貸借対照表、財産目録はご覧をいただきたいと思います。続きましてたつのパークホテル事業特別会計の決算について申し上げます。16ページから20ページの収支計算書はご覧をいただき説明を省略をさせていただきます。21ページをお開きいただきたいと思います。たつのパークホテル事業特別会計正味財産増減計算書を説明申し上げます。増加原因の部であります。営業収益で利用収益、売店収益、その他収益合わせまして2億7,451万2,224円。営業外収益、雑収入、利息、預かり金、町負担金、繰入金、指定管理料これら含めまして6,789万25円。増加額合計が3億4,240万2,249円となりました。減少原因の部ですが営業費用の給与費、材料費、売店、経費等で合計3億2,637万1,504円。営業外費用で支払利息、消費税等で1,603万745円で減少合計が3億4,240万2,249円となり当期正味財産の増加額並びに期末正味財産合計額ともに0円となりました。22ページ、23ページは省略をさせていただきます。続きましてかやぶきの館事業特別会計の決算について申し上げます。25ページから28ページの収支計算書はご覧をいただいて、省略をさせていただきます。29ページをお開きいただきたいと思います。かやぶきの館事業特別会計正味財産増減計算書を説明申し上げます。増加原因の部、営業収益であります。利用収益、売店収益合わせまして1億4,431万4,256円。営業外収益の消費税で556万5,686円、指定管理料1,553万円、増加合計が1億6,540万9,942円。減少の部ですが営業費用の給与費、材料費、経費で1億6,502万494円、営業外費用で消費税で342万2,692円、減少合計が1億6,844万3,186円となり、

当期正味財産の増加額が 303 万 3,244 円のマイナスとなり、期末正味財産合計額は 1,132 万 7,871 円となりました。30ページ、31ページは省略をさせていただきます。引き続きまして平成20年度辰野町開発公社事業計画を申し上げます。すみません31ページの次の平成20年度の1ページ目からお願いをしたいと思います。平成18年度から各施設につきましては指定管理者制度への移行が進められ、開発公社を取り巻く環境は大きく現在変わってきております。このような中で平成18年度作成の辰野町開発公社改革実施プランの見直しを進め関係部局と連携し、開発公社の効率的運営に積極的に取り組み指定管理者としての受託施設の管理業務の見直し、一層の経費の削減と真に住民サービスに結びついた運営となるよう努力をしております。

1番の受託施設の管理運営であります①の荒神山スポーツ公園関係であります、スポーツ施設はもとよりたつの海を中心に桜、つつじ、サツキ、アジサイなど植栽も豊かに四季を通じて楽しめ多くの町民の皆さんに憩いの場として利用されております。体育施設につきましては全体的に老朽化が進み修繕が大変必要になっておりますが、公園管理については安心安全に心がけまして、指定管理者の制度のメリットが出せ、また更に快適さが感じられ多くの人に親しまれる公園づくりを目指してまいりたいと思っております。年間利用の見込みにつきましては表のとおりであります。②のパークセンターふれあいについてであります、利用者は増加傾向にありますが、幅広い利用を促進するため開発公社の自主的な講習、講座の開設も現在必要となってきております。ITルームにつきましては高齢者対象の教室が継続的に開かれて好評を得ております。また新たな利用方法についても検討しまして利用促進を図っていきたく思っております。年間の利用見込みについては2ページの表のとおりであります。2番目に開発公社自主事業であります、そちらに掲げてあります5項目の自主事業の展開を計画しております。現段階で終了している事業もありますが、第14回の荒神山さくら祭りについては年々訪れる方々も増してきて荒神山のさくらも徐々に町内外でも知名度が増してきているものと思われま。3番目のかやぶきの館であります、本年度は開業10年を経過し各イベントに10周年記念を冠に展開を計画しております。同級会、同窓会の拡販、宿泊客の増、安心いただける商品の管理、この3項目を計画し事業を進めたいと思っております。利用計画は表のとおりであります。続きまして4ページ、平成20年度辰野町開発公社一般会計収支予算について説明を申し上げます。中科目の所でまとめさせていただきます。

ますのでよろしく願いをいたします。まずは収入の部で、基本財産運用収入で1,000円。指定管理料として公園、社会体育館、パークセンターの管理受託収入3,604万9,000円。施設利用収入としまして、公園、社会体育館、パークセンターの利用収入918万6,000円。自主事業といたしまして販売、たばこ自主事業で5,085万円。町負担金6,072万5,000円。雑収入1万3,000円。当期収入合計が1億4,763万8,000円の予定であります。5ページからの支出の部であります、受託事業で公園管理費は2,410万9,000円。5ページから6ページにかけましての社会体育館管理費は137万9,000円。パークセンターふれあい管理費398万4,000円。自主事業といたしまして、自主事業費5,069万円。7ページの管理費といたしまして、事務局費2,440万8,000円。理事会費24万5,000円。営業外費用4,280万円。当期支出の合計が1億4,761万5,000円。当期収支差額2万3,000円を予定をいたしております。続きまして8ページ、平成20年度かやぶきの館特別会計収支予算書をお願いしたいと思います。収入の部であります、事業収入合計1億6,345万円。宿泊、日帰り、売店、工房、土恋処の利用収入であります。事業外収入といたしまして雑収入、預かり金651万円。9ページの指定管理料2,000万円。当期収入合計1億8,996万円であります。支出の部の事業費で給与費から11ページの土恋処よこかわ管理費まで合計で1億8,463万4,000円。事業外費用といたしまして、消費税、予備費で351万円あります。当期の支出合計額1億8,814万4,000円で、当期収支差額181万6,000円のプラスを予定をいたしております。以上で開発公社の報告を終わらせていただきます。

○議長

只今、3件について報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第34、請願・陳情書についてを議題とします。請願・陳情書についてはあらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○事務局長

(文書表朗読)

○議 長

以上、請願・陳情 6件の内、5件については、それぞれ所管の委員会へ審査を付託し、陳情第11号は文書配布とすることにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

平成20年 6月3日 13時00分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番